

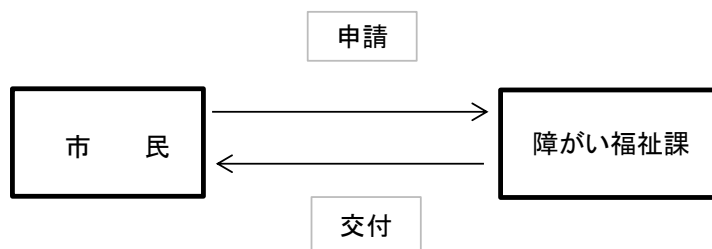
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 25

処 分 名	身体障害者手帳の交付	
処 分 の 概 要	申請に基づき身体障害者手帳の交付を行う。	
根 拠 法 令 名	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	
条 項	第15条第4項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3週間	
標 準 処 理 期 間	計	3週間
審 査 基 準	<p>「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)」を満たすかどうかを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>身体障害者福祉法</p> <p>第15条第4項 都道府県知事は、第1項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。</p> <p>身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(H15.1.10障発第110001号) 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について (H15.1.10障企発第110001号)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。